

水道の災害対策

地震・台風など、災害はいつ起こるかわかりません。災害時に大切なのは飲料水の確保です。水道課では、市民の皆様の飲料水が確保できるよう日ごろから施設の点検や、耐震化への整備を進めています。

配水池緊急遮断設備

地震などの災害で配水管が破損すると、配水池から大量の水が流出し飲料水の不足または、流出した水による2次災害が発生する可能性があります。このような事態を防止するため、大地震などにより配水池の流量計が過度な流量を感知すると、自動的に緊急遮断弁が閉じ、飲料水を確保する装置を随時設置しています。

応急給水活動

災害時における応急給水用資機材として、6リットル用の非常飲料水用ポリ袋を常備しています。また、積載型(トラックの荷台に給水タンクを積んだもの)の給水タンク車があり、災害時においても



迅速に飲料水の供給ができます。また、平常時には水道工事に伴う断水の際にも活躍しています。

ご家庭での飲料水確保

人間が生命を維持するために必要な水の量は「成人で1日3リットル」といわれています。一人ひとりの水の確保が大切ですので、万一に備え飲料水の「くみ置き」を用意しておきましょう。「くみ置き」は、清潔でフタのできる容器に空気が残らないよう口元いっぱいまで入れ、日のあたらない涼しい場所で保管してください。



問合先 水道課 業務担当

山梨県東部広域連合主催

「圏域ふれあい探検バス」参加者募集

山梨県東部広域連合では、圏域市村の皆さんに他の市村への理解を深めていただくため、市村の主な施設を見学する「圏域ふれあい探検バス」を次の日程で運行します。

運行日時

11月11日(金)

午前8時30分

都留市文化会館出発

見学場所

○桂川清流センター
(大月市)

○多摩源流小菅の湯(小菅村)

【昼食・体験(温泉入浴と経木でかご作り)】

○羽置の里びりゅう館(上野原市)

要 件 市内在住者

定 員 20名 ※定員を超えた場合には抽選となります。

応募方法

電話、直接、官製はがき、Eメールにて受け付けます。

応募締切 10月31日(月)

参加料 昼食代として運行当日1,000円を徴収します。

小菅村での体験費用は500円別途かかります。

その他 詳細については、参加決定者あてに連絡します。

申込・問合先

〒402-8501 都留市上谷1-1-1

政策形成課 企画担当

Eメール kikaku1@city.tsuru.lg.jp



行政相談を利用してみませんか

10月17日(月)～23日(日)は行政相談週間

行政相談は、行政に関する苦情や意見・要望などを受け、関係機関と協力してその解決や実現を図るもので、行政相談委員が皆さんの身近な相談相手になっています。お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。

○年金、医療保険、老人保健・福祉

○雇用保険 ○登記事務 ○道路 ○生活衛生

○郵便・貯金・簡易保険 ○消費者保護

○窓口のサービス

総務大臣から委嘱された行政相談委員(2名)がお聴きします。

※行政相談は市役所で定例的(原則として毎月20日)に行っています。

上記以外の日でも、自宅で相談を受け付けています。

各種委員会合同相談所の開設

定例相談とは別に(臨時的)開設する相談所で、他の各種委員との合同相談所を次のとおり開設します。

開設日時 10月20日(木) 午後1時～4時

開設場所 都留市役所 3階 大会議室

参加機関

行政相談委員・人権擁護委員・民生児童委員・登記相談委員・心配ごと相談委員・結婚相談員など

問合先 市民生活課 窓口担当